

# 京都市環境保全型農業直接支払交付金導入促進事業補助金交付要綱

(令和3年7月13日決定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、「2050年二酸化炭素排出量正味ゼロ」の達成に向け、本市において国の環境保全型農業直接支払交付金の取組を更に促進するため、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動に対する補助金の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び同施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、農産物を販売し、第3条に規定する事業に取り組む農業者2戸以上で組織する団体とする。ただし、過年度に国の環境保全型農業直接支払交付金（農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第3条第3項第3号の事業）の交付を受けている者を除く。

(補助事業の内容)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動とし、その取組内容については、別表1のとおりとする。

2 第13条に基づく実績報告において、第6条に基づき行う申請の内容と著しく差異があるときは、補助金を交付しない場合がある。

(補助事業の要件)

第4条 別表1に規定する取組内容の実施に当たっては、別表2に定める補助事業の要件を満たさなければならない。

(補助金額等)

第5条 補助金は、予算の範囲内において交付する。補助金額は別表1のとおりとし、10万円を補助上限とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときはこの限りではない。

2 補助金の算定対象となる農地は、次のいずれかの農地とする。

(1) 農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項に基づき指定された農業振興地域をいう。）内に存する農地

(2) 生産緑地地区（生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区をいう。）内に存する農地

3 別表1に規定する取組内容は、一つの農地ごとにいずれか一つの申請しかできないものとする。ただし、(3)の取組内容を加算する場合は除く。

4 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 条例第9条による補助金の申請は、事業を開始する30日前（別表1（3）の取組内容にあつては、主作物の収穫30日前）までに交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 営農活動計画書（第2号様式）
- (2) 団体の規約，定款等
- (3) 実施区域図

2 緊急その他やむを得ない理由により、補助金交付決定前に事業に着手する場合は、事前着手届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（審査）

第7条 市長は、前条に掲げる申請に関する書類に基づき、必要に応じて補助対象者の圃場等の実地確認等を行い、補助金の交付の可否について審査するものとする。

（交付の決定）

第8条 市長は、第6条の規定による申請があつた場合において、補助金の交付の可否及び交付予定額を決定し、交付金交付（不交付）決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

2 本市は、交付決定通知を行う場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

（標準処理期間）

第9条 市長は、第6条の規定による申請が到達してから30日以内に前条第1項の決定を行うものとする。ただし、申請多数により条例第10条各項の決定に支障をきたすと判断される場合はこの限りでない。

（変更等の承認の申請）

第10条 条例第11条第1項第1号による補助事業等の内容又は経費の配分の変更に係る市長等の承認の申請は、変更承認申請書（第5号様式）によって行うものとする。

2 条例第11条第1項第1号に規定するあらかじめ市長等の承認を受ける必要がない軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助目的に変更がなく、より効率的な補助目的の達成に役立つと考えられるもの
- (2) 補助金額の変更が5分の1以内の減額であるもの

（中止又は廃止の届出）

第11条 条例第11条第1項第2号に規定する補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止・廃止承認申請書（第6号様式）を市長に提出し、市長の承認を得なければならない。

（補助事業遂行の義務）

第12条 補助対象者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者

の注意をもって補助事業を行なわなければならない。

(実績報告)

第13条 補助対象者は、補助事業完了後、その日から起算して30日を経過した日、又は補助事業を実施する年度の3月31日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を添えて、事業実績報告書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 営農活動実績報告書（第8号様式）
- (2) 取組内容を確認できる生産記録
- (3) その他取組内容を確認できる書類

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条による報告を受けた場合は、その内容を審査し、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額決定通知書（第9号様式）により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第15条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

(交付の取消し等)

第16条 市長は、補助対象者が条例第22条第1項各号又は次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取消し、交付額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることがある。

- (1) 補助事業を実施する年度の3月31日までに補助事業を完了しなかったとき又は完了する見込みがないとき。
  - (2) 補助対象者が京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者であることが判明したとき。
  - (3) この要綱の規定に違反したとき。
- 2 第11条に規定する補助事業の中止又は廃止の申請があったときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。
- 3 補助金の交付を受けた者が第2条に規定する交付の対象となった要件を欠くに至ったときは、本市が定める期限までに補助金を市長に返還しなければならない。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、農林政策担当局長が別に定める。

附 則（令和3年7月13日決定）

この要綱は、令和3年7月13日から施行する。

別表1 (第3条関係, 第4条関係及び第5条関係)

取組内容	交付単価
(1) 炭素貯留効果の高い堆肥の施用	4,400円/10a
(2) カバークロップ	6,000円/10a
(3) 化学農薬及び化学肥料不使用の取組	
ア そば,あわ,ひえ,きび及び飼料作物を対象とするもの	3,000円/10a
イ そば,あわ,ひえ,きび及び飼料作物以外を対象とするもの	12,000円/10a
(このうち,炭素貯留効果の高い取組(※)を実施する場合に 限り2,000円を加算)	
(4) リビングマルチ	5,400円/10a
うち,小麦・大麦等を作付けした場合	3,200円/10a
(5) 草生栽培	5,000円/10a
(6) 炭の投入	5,000円/10a
(7) 長期中干し	800円/10a
(8) 秋耕	800円/10a
(9) 不耕起播種	3,000円/10a

(※) (1), (2), (4), (5) 又は (6) のいずれか1つ以上を実施する場合

別表 2 (第 4 条関係)

## 補助対象活動の要件

## (1) 炭素貯留効果の高い堆肥の施用

主作物の栽培期間の前後のいずれかに堆肥を施用する取組であって、以下の要件を全て満たすものとする。ただし、主作物が永年性飼料作物である場合については支援の対象としないものとする。

ア C/N 比10 以上の堆肥（鶏ふん等を主原料とするものは除く。）であって腐熟したものを使用すること

イ 堆肥施用後に栽培する作物が水稲の場合は10 アール当たりおおむね1.0 トン以上、水稲以外の場合は10 アール当たりおおむね1.5 トン以上の堆肥を施用すること

## (2) カバークロップ

主作物の栽培期間の前後のいずれかに緑肥を作付けする取組であって、以下の要件を全て満たすものとする。

ア 品質の確保された種子が、効果の発現を確実に期待できる量以上に播種されていること

イ 適正な栽培管理（栽培期間については、春夏播きの場合は、おおむね2ヶ月以上、秋冬播きの場合はおおむね4ヶ月以上とする。ただし、京都府の栽培技術指針等で本栽培期間より短い栽培期間が示されている場合は、その栽培期間とすることができるものとする。）を行ったうえで、子実等の収穫を行わず、作物体を全て土壌に還元していること

## (3) 化学農薬及び化学肥料不使用の取組

以下の要件を全て満たすものとする。ただし、通常の営農管理において化学肥料又は化学合成農薬のいずれかを使用していない作物、水耕栽培等土壌を利用しない栽培方法で生産される作物及び永年性飼料作物については、支援の対象としないものとする。

ア 農産物の生産過程（農産物の生産者による種子、苗及び収穫物の調製を含む。）において、有機農産物の日本農林規格（平成12年1月20日農林水産省告示第59号。以下「有機農産物規格」という。）別表1の肥料及び土壌改良資材（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものに限る。）以外の肥料及び土壌改良資材並びに有機農産物規格別表2の農薬以外の農薬を使用していないこと。さらに、植物防疫法（昭和25年法律第151号）第23条に基づき実施される指定有害動植物の発生予察事業における警報が発令された場合、当該警報に基づく防除を行うときには、化学合成農薬を使用することができるものとする。

イ 耕種的防除（作目及び品種の選定、作付け時期の調整、その他農作物の栽培管理の一環として通常行われる作業を有害動植物の発生を抑制することを意図して計画的に実施することにより、有害動植物の防除を行うことをいう。）、物理的防除（光、熱、音等を利用する方法、古紙に由来するマルチ（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものに限る。）若しくはプラスチックマルチ（使用後に取り除くものに限る。）を使用する方法又は人力若しくは機械的な方法により有害動植物の防除を行うことをいう。）、生物的防除（病害の原因となる微生物の増殖を抑制する微生物、有害動植物を捕食する動物若しくは有害動植物が忌避する植物若しくは有害動植物の発生を抑制する効果を有する植物の導入又はその生育に適するような環境の整備により有害動植物の防除を行うことをいう。）又はこれらを適切に組み合わせた方法のみにより有害動植物の防除を行うこと。ただし、農産物に重大な損害が生ずる危険が急迫している場合であって、耕種的防除、物理的防除、生物的防除又はこれらを適切に組み合わせた方法のみによってはほ場

における有害動植物を効果的に防除することができない場合にあつては、有機農産物規格別表2の農薬に限り使用することができる。

ウ 申請する年度内に主作物の収穫を行うものであること

(4) リビングマルチ

主作物の畝間に緑肥を作付けする取組であつて、以下の要件を全て満たすものとする。

ア 品質の確保された種子が、効果の発現を確実に期待できる量以上に播種されていること

イ 適正な栽培管理を行った上で、子実等の収穫を行わず、作物体を全て土壌に還元していること

(5) 草生栽培

果樹又は茶の園地に緑肥を作付けする取組であつて、以下の要件を全て満たすものとする。

ア 品質の確保された種子が、効果の発現を確実に期待できる量以上に播種されていること

イ 適正な栽培管理を行った上で、子実等の収穫を行わず、作物体を全て土壌に還元していること

(6) 炭の投入

主作物の栽培期間の前後のいずれかに木炭、竹炭、籾殻くん炭、剪定枝炭等、植物を炭化して製造した炭を投入する取組であつて、10 アール当たり 50 kg以上または 10 アール当たり 500 L以上の炭を投入すること

(7) 長期中干し

以下の要件を全て満たすものとする。

ア 栽培する主作物が水稻であること

イ 稲の生育中期に 10 アール当たり 1 本以上の溝切りを実施した上で 14 日以上の中干しを実施すること

(8) 秋耕

以下の要件を全て満たすものとする。

ア 栽培する主作物が水稻であること

イ 主作物の収穫後に耕うん（秋耕）を実施し、翌春に水稻の作付け（湛水）を行うこと。

ウ 耕うんは湛水の4か月以上前に実施すること

(9) 不耕起播種

以下の要件を全て満たすものとする。

ア 主作物が麦（小麦，二条大麦，六条大麦又ははだか麦をいう。）又は大豆であること

イ 主作物について、前作の畝を利用し、畝の播種部分のみを耕起する専用の播種機（乗用管理専用機又はトラクターに装着した専用のアタッチメントを含む。）による播種を行うこと

ウ 播種前に、茎葉処理型の除草剤を散布すること

第1号様式（第6条関係）

京都市環境保全型農業直接支払交付金導入促進事業補助金交付申請書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請（組織・団体）の所在地	申請（組織・団体）の名称及び（代表者）氏名  電話（            ）            -

京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定により交付金等の交付を申請します。

1	交付を受けようとする補助金の額	円
2	添付書類	<input type="checkbox"/> 営農活動計画書（第2号様式） <input type="checkbox"/> 規約，定款等
3	事業実施期間	年      月      日    ~    年      月      日
4	事業の内容	
5	誓約事項	<input type="checkbox"/> 申請者は、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではありません。 <input type="checkbox"/> 京都市補助金等の交付等に関する条例及び同条例施行規則並びに京都市環境保全型農業直接支払交付金導入促進事業補助金交付要綱に定める事項に違反しません。 <input type="checkbox"/> 補助金交付申請書の記載事項及び関係書類の内容確認を求められた場合は速やかに提出します。根拠資料を提出しない場合又は記載事項が虚偽であった場合は、補助金を一括返還します。 <input type="checkbox"/> 京都市環境保全型農業直接支払交付金導入促進事業補助金の交付後3年以内に国の環境保全型農業直接支払交付金の交付要件を満たすように努めます。

第3号様式（第6条関係）

京都市環境保全型農業直接支払交付金導入促進事業補助金事前着手届

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請（組織・団体）の所在地	申請（組織・団体）の名称及び（代表者）氏名  電話（            ）            —

京都市環境保全型農業直接支払交付金導入促進事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により交付決定前に着手することを届け出ます。

なお、本件については、下記条件を了承し、今後交付決定がなされなかった場合においても異議を申し立てません。

1	事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
2	事業の内容	
3	事前着手の理由	
4	事前着手に係る条件	<input type="checkbox"/> 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業主体が負担します。 <input type="checkbox"/> 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議はありません。 <input type="checkbox"/> 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行いません。

第4号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

申請者 様

京 都 市 長  
(担当 )

年度 京都市環境保全型農業直接支払交付金導入促進事業補助金の交付（不交付）について

年 月 日付けで申請がありました 年度京都市環境保全型農業直接支払交付金導入促進事業補助金につきましては、下記のとおり交付（不交付と）することに決定しましたので、京都市補助金等の交付等に関する条例第12条第1項の規定により通知します。

記

- 1 交付予定金額 金 円
- 2 事業の実施区域
- 3 交付の条件
  - (1) 営農活動計画書に基づき実施してください。
  - (2) 事業の内容を変更しようとする場合（市長等が定める軽微な変更を除く。）は、あらかじめ京都市補助金等の交付等に関する条例第11条第1項第1号に基づき、承認を受けてください。
  - (3) 事業の内容を変更した場合でも、受給できる補助金の額の上限は、本交付決定通知書に記載のある交付予定額となります。
  - (4) 交付金の交付に関し必要な事項について、報告を求め、検査し、又は指示することがあります。
  - (5) 事業実績報告書の提出後、検査を実施します。
  - (6) 京都市補助金等の交付等に関する条例第22条第1項に掲げる各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付の決定を取り消し、若しくは交付額を変更し又は、既に交付した交付金の全部又は一部の返還を命じることがあります。
  - (7) 京都市補助金等の交付等に関する条例第16条第1項に掲げる書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5箇年間保管してください。
  - (8) その他京都市補助金等の交付等に関する条例、京都市環境保全型農業直接支払交付金導入促進事業補助金交付要綱を遵守してください。

（不交付の場合）

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長になります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第5号様式（第10条関係）

京都市環境保全型農業直接支払交付金導入促進事業補助金変更承認申請書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請（組織・団体）の所在地	申請（組織・団体）の名称及び（代表者）氏名  電話（            ）            -

京都市補助金等の交付等に関する条例第11条第1項第1号の規定により変更の承認を申請します。

1	交付を受けようとする補助金の額	変更前	円
		変更後	円
	添付書類	<input type="checkbox"/> 営農活動計画書（第2号様式）	
2	交付決定日及び決定番号	年 月 日 付け	第 号
3	変更の理由		
4	変更の内容	変更前	
		変更後	

第6号様式（第11条関係）

京都市環境保全型農業直接支払交付金導入促進事業補助金中止・廃止承認申請書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請（組織・団体）の所在地	申請（組織・団体）の名称及び（代表者）氏名  電話（            ）            -

京都市補助金等の交付等に関する条例第11条第1項第2号の規定により中止・廃止の承認を申請します。

1	交付決定日及び 決定番号	年 月 日 付け            第            号
2	事業の内容	
3	中止・廃止の理由	

第7号様式（第13条関係）

京都市環境保全型農業直接支払交付金導入促進事業補助金実績報告書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
報告（組織・団体）の所在地	報告（組織・団体）の名称及び（代表者）氏名  電話（        ）                      -

京都市補助金等の交付等に関する条例第18条の規定により事業の実績を報告します。

1	添付書類	<input type="checkbox"/> 営農活動実績報告書（第8号様式） <input type="checkbox"/> 取組内容を確認できる生産記録 <input type="checkbox"/> その他取組内容を確認できる書類
2	事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
3	交付決定額	円
4	事業の内容	

第9号様式（第14条関係）

第 号  
年 月 日

申請者 様

京 都 市 長  
(担当 )

年度 京都市環境保全型農業直接支払交付金導入促進事業補助金交付額決定通知書

年 月 日付で提出されました京都市環境保全型農業直接支払交付金導入促進事業補助金実績報告書については、内容を審査した結果、京都市補助金等の交付等に関する条例第19条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付額を決定しましたので通知します。

つきましては、交付額に基づく請求書を提出してください。

記

交付決定通知書の年月日 及び文書番号	年 月 日 第 号
交付額	円